

軽自動車や 原付バイクなどの 登録内容の変更は お済みですか



軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日時点での所有者などに課税されます。すでに譲渡などで車両を所有していない場合であっても届け出がなければ課税されます。原動機付自転車、二輪の小型自動車、小型特殊自動車(トラクターなど)、軽自動車の登録内容に変更がある人は、3月末までに、下記で手続きしてください。

- **原動機付自転車、小型特殊自動車：**
税務課(1階) ☎561-2308
- **軽二輪(126cc~250cc)、小型二輪(251cc以上)：**
近畿運輸局
滋賀運輸支局(守山市)
☎050-5540-2064
- **軽三輪、軽四輪：**
軽自動車検査協会
滋賀事務所(守山市)
☎050-3816-1843

問 税務課(1階)
☎561-2308、FAX561-2479



忘れずに納めましょう

国民健康保険税(10期)
納期限(口座振替日)
3月31日(火)

- ・コンビニやスマホ(一部税、納付書除く)、金融機関でも納付できます
- ・口座振替(自動払込)が便利で確実です!
- ・納期限を過ぎると延滞金が発生します

納付書を紛失したときはご連絡ください。再発行します。
問 納税課(1階) ☎561-2311、FAX561-2479

転入・転出・転居届臨時窓口を 開設します

◎ 3月29日(日)、4月5日(日) 9:00~12:30

所 市役所1階

転出届は市役所へ来庁することなく、自宅で手続きができます。窓口の混雑が予想されることから、郵送やマイナンバーカードを利用したオンラインでの手続きをお勧めします。転入・転居は窓口で届け出が必要です。

臨時窓口でできる手続き内容

- ・住民異動届(転入・転出・転居)と、これに伴う諸証明の発行
※詳しくは、市ホームページをご覧ください
- ※オンライン(スマートフォンやパソコンから)の転出届は、マイナンバーカードを利用して届け出ができます
- ※出生や死亡、婚姻、離婚など戸籍の手続きは、預かりのみとなる場合があります
- ※住所の異動を伴わないマイナンバーカードの手続きは、4月12日(日)9:00~12:00に窓口を開設します

問 市民課(1階) ☎561-2344、FAX561-2492



- ・転入した世帯へのごみ袋引換券などの交付(該当者のみ)
 - ・転居した世帯へのごみカレンダーなどの配布
- 問 環境政策課(1階) ☎561-2341、FAX561-2479

- 他 ・他市町村へ確認が必要なときは、平日9:00~16:45に、改めて市役所への来庁をお願いすることがあります
- ・持参するものは必ず事前に確認し、不明な点はお問い合わせください

- 問 ・【住民異動届について】
市民課(1階) ☎561-2344、FAX561-2492
- ・【ごみ袋引換券などについて】
環境政策課(1階) ☎561-2341、FAX561-2479



就学援助費給付制度

経済的な理由により、就学が困難な市内の公立小・中学校などに在籍する児童生徒に対して、就学に必要な学用品や、学校給食などの経費の一部を援助する制度です。対象になる人や申し込み方法など、詳しくは、市ホームページをご覧ください。

- 問 通学している学校
- 問 学校教育課(6階) ☎561-2421、FAX561-2488



はしかわ市長の **だいすき!くさつ**



今一度
自転車の
交通ルールの
確認を!

厳しい冬を越え、ようやく春の訪れを感じる季節となりました。皆様お元気で過ごしてはいかがでしょうか。さて、4月は、新たな学び舎へと通い始めるお子さんや、新しい職場で頑張ろうと意気込む社会人の皆様など、多くの方が新生活をスタートする時期です。通勤や通学に自転車を利用する方も、新たに増えることと思います。自転車は、環境にも優しく、気軽に利用できる便利な乗り物として、私たちの生活に欠かせない存在となっています。

交通反則通告制度、いわゆる「青切符」が適用されます。これまで、自転車の交通違反は刑事罰の対象でしたが、今後は一定の違反行為については、刑事罰の代わりに反則金の納入が求められます。この新しい制度は、決して自転車に乗る人を締め付けるためのものではありません。むしろ、一人ひとりが交通ルールを遵守し、安全意識を高めることで、悲惨な交通事故を未然に防ぎ、皆様がより安心して暮らせる社会を実現するためのものです。「自分は大丈夫」という過信は禁物です。大切なのは、一人ひとりが交通ルールを理解し、守り、周囲の状況に常に気を配り、譲り合いの心を持って運転することです。この春、自転車で新生活を始める皆様も、これまで自転車を愛用されてきた皆様も、今一度、自転車の交通ルールについて確認し、安全運転を心掛けてください。この新しい制度が、交通事故の抑止に繋がり、市民の皆様が笑顔で過ごせる毎日が続くことを、心から願っております。

物価高対応子育て応援手当の対象者

0歳から高校3年生までのこどもに、1人当たり2万円を支給します。昨年10月以降に出生した児童がいる保護者や所属庁から児童手当を受給している公務員、昨年10月1日以降に離婚(離婚調停中等も含む)により児童手当の申請が必要になった保護者などは、必ず期日までに申請が必要です。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

- 対 昨年9月分の児童手当の支給対象児童
昨年10月1日~3月31日に生まれた児童
- 申 3月31日(火)まで(必着)
※2、3月に生まれた児童は、4月30日(木)まで(必着)
- 問 ・子ども家庭若者課(さわやか保健センター2階) ☎561-2364、FAX561-6780
・子ども家庭庁コールセンター ☎0120-252-071(平日9:00~18:00)



こども誰でも通園制度が4月から始まります

就労要件を問わず、利用できます。施設ごとの実施形態や申込方法など、詳しくは、市ホームページをご覧ください。

- 対 0歳6カ月~2歳(3歳になる前々日まで)の児童
- 問 幼児課(さわやか保健センター2階) ☎561-2365、FAX561-6780



国民年金こんな ときには届け出が 必要です

国民年金は、20歳以上60歳未満の全ての人が加入しなければなりません。届け出は、加入時だけでなく、被保険者種別の変更時にも必要です。届け出がない場合、年金額の減額や、受け取れなくなることがあります。手続きは、担当課や年金事務所、マイナポータルでできます。必要書類などは、お問い合わせください。

- ・厚生年金または共済年金に加入していたが、退職したとき
- ・配偶者の退職などにより、被扶養者でなくなったとき など

- 申・問 ・日本年金機構
草津年金事務所国民年金課(西渋川一)
☎567-2220、FAX562-9638
- ・保険年金課(1階)
☎561-2367、FAX561-2480

